

# 様式 1 公表されるべき事項

## 国立大学法人熊本大学の役職員の報酬・給与等について

### 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### 平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬については、「役員給与規則」において学長にあっては国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果等を勘案し、また、学長以外の常勤役員にあっては、同委員会における業績評価及び個々の役員の業務に対する貢献度等を総合的に勘案して賞与（期末特別給）を10%の範囲内で増減できることとしている。なお、平成21年度においては、役員賞与の増減は行っていない。

#### 役員報酬基準の改定内容

##### 法人の長

###### 1. 平成21年5月28日からの改定点

国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、常勤役員の平成21年6月期支給の期末特別手当について、暫定的に0.15月分の支給凍結を行う旨の改定を行った。

なお、今回の人事院勧告では指定職職員の勤務実績を反映する仕組みを導入し、期末手当と勤勉手当に改編されることになったが、本学では人事評価との関係など十分検討が必要と考えられることから、今回の導入を見送ることとし、支給月数の暫定的な凍結は期末特別給で対応することとした。

###### 2. 平成21年11月26日からの改定点

国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、常勤役員の平成21年12月期支給の期末特別給について、0.10月分を減額する旨の改定を行った。

###### 3. 平成22年1月1日からの改定点

国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、常勤役員の基本給月額について、0.3%引き下げる旨の改定を行った。

##### 理事

法人の長に同じ。

##### 理事(非常勤)

平成21年度においては、非常勤役員の報酬基準の改定は行っていない。  
(非常勤役員については、期末特別手当の支給対象となっていないこと、また、基本給月額については、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律に基づいて決定していないため、給与改定の対象としていない。)

##### 監事

法人の長に同じ。

##### 監事(非常勤)

理事(非常勤)に同じ。

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 18,825	千円 13,692	千円 5,133	千円 0 ( )	4月1日		
A理事	千円 13,444	千円 8,730	千円 3,434	千円 139 ( 地域手当 ) 756 ( 単身赴任手当 ) 384 ( 広域異動手当 )			
B理事	千円 14,020	千円 10,107	千円 3,789	千円 24 ( 通勤手当 ) 100 ( 報償金 )	4月1日		
C理事	千円 13,945	千円 10,107	千円 3,789	千円 49 ( 通勤手当 )			
D理事	千円 13,920	千円 10,107	千円 3,789	千円 24 ( 通勤手当 )	4月1日		
E理事	千円 13,974	千円 10,107	千円 3,789	千円 78 ( 通勤手当 )	4月1日		
理事 (非常勤)	千円 3,600	千円 3,600	千円 0	千円 0 ( )			
監事	千円 12,722	千円 8,730	千円 3,272	千円 24 ( 通勤手当 ) 696 ( 単身赴任手当 )			
監事 (非常勤)	千円 2,400	千円 2,400	千円 0	千円 0 ( )		3月31日	

注1 「地域手当」とは、従前の在勤地で地域手当に相当する手当を受給していた者が引き続き本学の役員となった場合に、異動保障として支給される手当である。

注2 「報償金」とは、研究活動において多額の外部資金を獲得し、又は受け入れた者に対して行われる特別表彰に併せて支給されるものである。

注3 総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注4 「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「」、独立行政法人等の退職者「」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*」、該当がない場合は空欄。

## 3 役員の退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

## 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### 人件費管理の基本方針

平成16年度に策定した中長期的な人事管理計画の基本方針を踏まえ、各年度ごとの実施計画に基づく効率的な職員配置を行い適切な人員管理を行うとともに、人件費の所要額を見通した財政計画を策定することにより人件費削減を図る。

#### 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

職員の給与水準については、独立行政法人通則法の準用により「社会一般の情勢に適合したものとなるよう定めなければならない」とされ、また、閣議決定（H21.8.25）においても、役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準とするよう要請されていることから、人事院勧告は職員の給与水準を決定するうえで最も有力な参考材料と考えている。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績の判定については、職員個々の能力及び勤務成績等が適切に給与に反映するよう努めることとし、勤務成績の判定要素及び勤務成績不良者の判断基準を明確に示すことで公正、かつ、透明性の高い人事評価システムを構築することとしている。

#### 〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
給与：昇給	平成18年度に国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与制度の見直しを行ったことにより、平成21年度においては、平成21年1月1日から平成21年12月31日までの勤務成績に応じて、0～7号給（55歳以上の者は0～3号給）の範囲内で昇給させることができるものとした。
給与：昇格	勤務成績が良好で、かつ、昇格基準に達している場合は、その者の資格に応じて、上位の級に昇格させることができることとしている。
賞与：勤勉手当（査定分）	基準日（6月1日及び12月1日）以前6か月以内の期間における人事評価の結果、勤務成績等を踏まえ、これらの勤務成績に応じた支給割合（成績率）を適切に反映させることとしている。

## ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

1. 平成21年4月1日からの改定点  
平成20年度の義務教育費国庫負担金の見直しによる教員特殊業務手当の倍増に伴い、附属学校の教員特殊業務手当額の改定を行った。  
平成21年度からの国家公務員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正に伴い、勤務時間の改定を行った。  
平成21年4月から教員免許更新制度が導入されることにより、教員免許更新講習の講師業務に携わる者への手当を新設した。
2. 平成21年5月28日からの改定点  
国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、一般職員の平成21年6月期末手当及び勤勉手当等について、暫定的に0.2月分の支給凍結を行う旨の改定を行った。
3. 平成21年11月26日からの改定点  
国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、一般職員の平成21年12月期末手当及び勤勉手当等について、0.15月分を減額する旨の改定を行った。
4. 平成21年12月1日からの改定点  
深刻な医師不足である救急医療分野、産科分野における医師確保のための処遇改善策として、救急勤務医手当及び時間外分娩手当を新設した。
5. 平成22年1月1日からの改定点  
国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、若年層を除く一般職員等の基本給について、平均0.2%（管理職層は平均0.3%）の引き下げを行った。  
また、給与構造改革の給与水準引き下げに伴う経過措置額の算定基礎となる額についても引き下げ改定が行われる基本給月額を受ける職員を対象に0.24%の引き下げを行った。（管理職手当の経過措置、基本給の調整額の経過措置を含む）  
国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、新築・購入後5年に限り支給する自宅に係る住居手当（月額2,500円）を廃止した。ただし、すでに当該手当受給中の者及び平成21年12月31日までに受給要件を具備する者については、不利益緩和の経過措置として5年経過の期日到来まで当該手当を支給することとした。  
入試業務従事については、事務系職員も教員同様に高度の緊張感が伴うことから、教員以外の職員についても業務実態に応じて入試手当を支給することとした。
6. 平成22年2月24日からの改定点  
入試業務従事、とりわけ採点業務については、決められた期限内に業務終了することが求められるため高度の緊張感及び精神的負担感を伴うことから、他大学の状況を調査の上、採点委員の手当額について、1日当たり8,000円から10,000円に増額改定した。

## 2 職員給与の支給状況

### 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	1742	44.3	6,718	4,931	54	1,787
事務・技術	393	41.8	5,280	3,926	69	1,354
教育職種 (大学教員)	837	48.8	8,402	6,117	52	2,285
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	359	36.9	4,755	3,529	38	1,226
技能・労務職種	16	49	5,107	3,799	93	1,308
教育職種 (附属高校教員)	21	45.4	7,216	5,363	59	1,853
教育職種 (附属義務教育学校教員)	32	43.1	6,726	5,018	61	1,708
医療職種 (病院医療技術職員)	77	40.9	5,203	3,848	60	1,355
その他医療職種 (医療技術職員)	5	52.1	5,694	4,234	66	1,460
その他医療職種 (看護師)	2					

任期付職員	2					
教育職種 (大学教員)	2					

非常勤職員	338	31.3	3,917	3,165	34	752
事務・技術	32	47	3,427	2,538	105	889
教育職種 (大学教員)	28	37.9	5,683	4,157	32	1,526
医療職種 (病院医師)	62	27.4	3,467	3,467	0	0
医療職種 (病院看護師)	164	27.2	3,694	2,816	27	878
技能・労務職種	8	56	4,004	2,958	64	1,046
医療職種 (病院医療技術職員)	32	29.7	3,688	2,796	59	892
診療助手	1					
特定事業教員 (年俸制適用なし)	1					
特定事業教員 (年俸制適用あり)	10	37.5	7,109	7,109	23	0

- 注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。
- 注2:在外職員、再任用職員は該当者がいないため、表の作成を省略した。
- 注3:常勤職員の「その他医療職種(看護師)」及び「任期付職員」並びに非常勤職員の「診療助手」及び「特定事業教員(年俸制適用なし)」については、該当者が2人以下のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。
- 注4:常勤職員の「教育職種(附属高校教員)」とは、附属特別支援学校教員をいう。
- 注5:常勤職員の「教育職種(附属義務教育学校教員)」とは、附属小・中学校教員及び附属幼稚園教員をいう。
- 注6:常勤職員の「その他医療職種(医療技術職員)」とは、病院以外に勤務する臨床検査技師をいう。
- 注7:常勤職員の「その他医療職種(看護師)」とは、病院以外に勤務する看護師をいう。
- 注8:任期付職員については、「事務・技術」、「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」は該当者がいないため表の作成を省略した。
- 注9:非常勤職員の「技能・労務職種」とは、用務員、看護助手、教務助手、薬剤助手、電話交換手及び自動車運転手をいう。
- 注10:非常勤職員の「診療助手」とは、病院において医員及び医員(研修医)の指導、臨床教育の補助並びに診療に従事し、必要に応じ、診療に関する研究に従事する職員をいう。
- 注11:非常勤職員の「特定事業教員」とは、外部資金等による特別事業又は教育研究プロジェクト事業等において、研究又は研究支援を行うほか、当該研究又は研究支援の分野に属する授業、研究指導又は授業補助に従事する職員をいう。
- 注12:非常勤職員の「特定事業教員」については、年俸制が適用される者と適用されない者が存在することから、それぞれについて表を作成した。

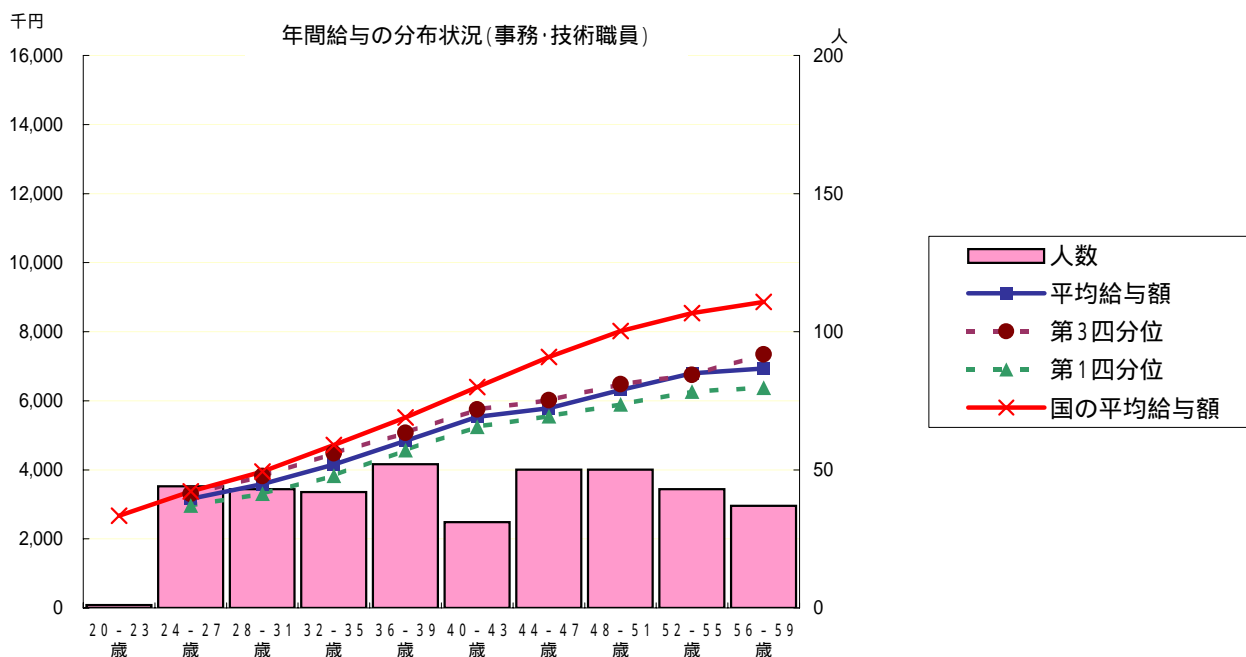
[年俸制適用者]

任期付職員(年俸制)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					

非常勤職員(年俸制)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	11	37	6,922	6,922	26	0
診療助手	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
特定事業教員 (年俸制適用あり)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	10	37.5	7,109	7,109	23	0

- 注1:常勤職員、在外職員及び再任用職員は該当者がいないため表の作成を省略した。
- 注2:任期付職員(年俸制)については、「事務・技術」、「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」は該当者がいないため表の作成を省略した。
- 注3:任期付職員(年俸制)の「教育職種(大学教員)」及び非常勤職員(年俸制)の「診療助手」については、該当者が1人のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。
- 注4:非常勤職員の「特定事業教員」については、「特定事業教員」のうち年俸制が適用される者のみについて表を作成した。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、 まで同じ。)

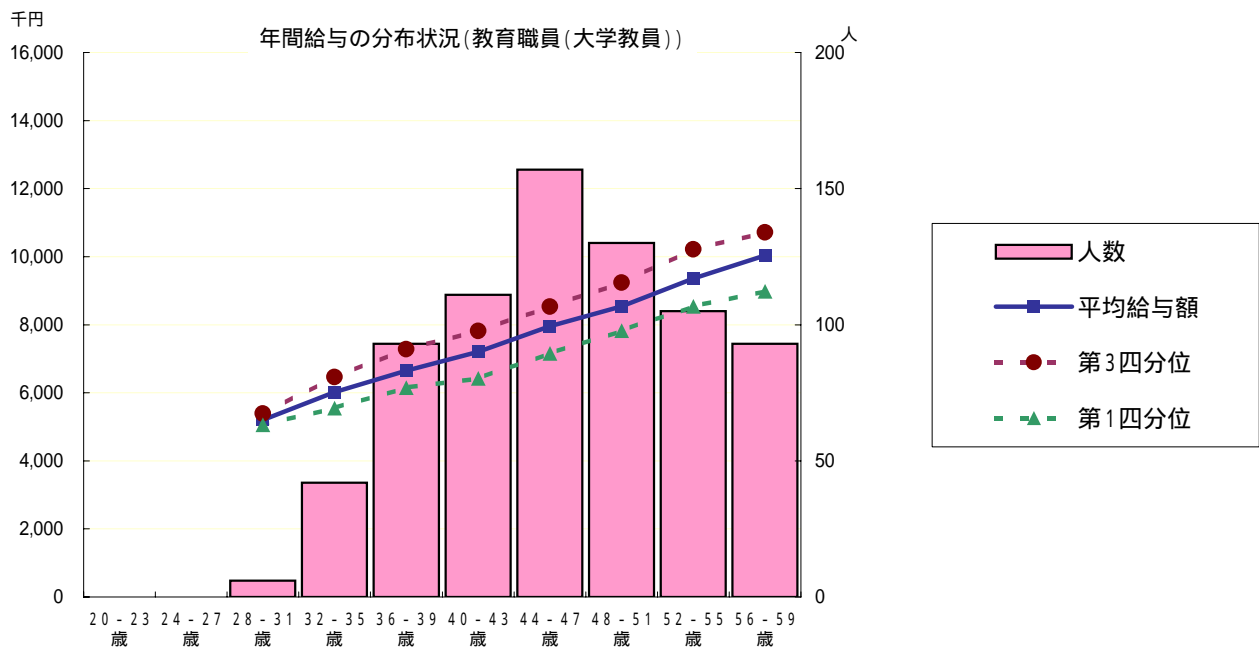


注: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、 まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
部長	5	55.7	8,257	9,949	11,291
課長	19	53.1	7,591	7,746	7,987
副課長	42	53.3	6,380	6,577	6,704
係長	165	46.0	5,355	5,709	6,159
主任	52	39.7	4,317	4,748	4,997
係員	110	29.5	3,192	3,507	3,797

注: 20 - 23歳の年齢階層については、該当者が1名であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額、第1四分位及び第3分位の折れ線グラフは表示していない。

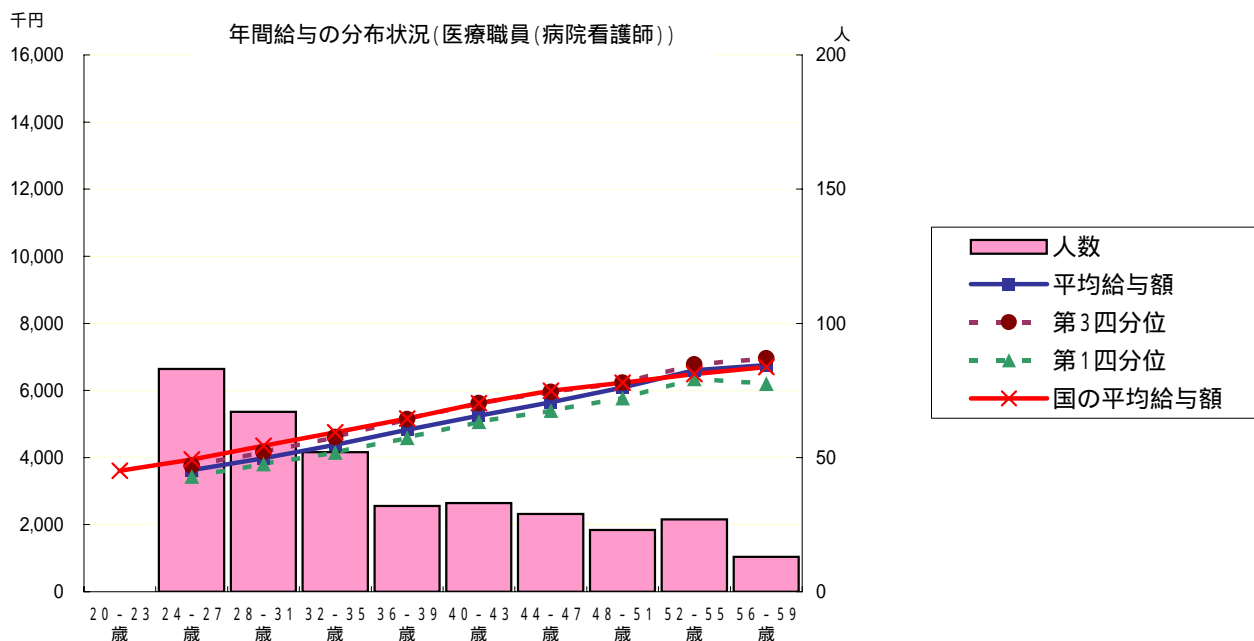


(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
教授	323	55.1	9,266	10,088	10,712		
准教授	254	46.8	7,568	7,969	8,390		
講師	65	46.9	7,285	7,581	8,116		
助教	193	41.5	5,857	6,222	6,611		
助手	2	-	-	-	-		

注：助手については、該当者が2名であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は記載していない。





(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
			平均		
		人	千円	千円	千円
看護部長	1	-	-	-	-
副看護部長	3	54.5	-	7,240	-
看護師長	31	50.6	6,046	6,450	6,853
副看護師長	70	43.9	5,034	5,553	6,157
看護師	254	33.0	3,699	4,229	4,585

注：看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は、記載していない。

注：副看護部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の第1・第3分位については、記載していない。

職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

区分	計	9級	8級	7級	6級	5級
標準的な職位		事務局長	事務局長 部長	部長	課長	課長 副課長 技術専門員
人員(割合)	393人	該当者なし ( )%	1人 ( 0.3%)	2人 ( 0.5%)	7人 ( 1.8%)	26人 ( 6.6%)
年齢(最高～最低)		歳	歳	歳	59～49歳	59～40歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円 6,808～5,808	千円 5,934～4,241
年間給与額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円 8,949～7,695	千円 7,987～5,953

区分	計	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		副課長 係長 技術専門員	係長 主任 技術専門職員	主任 係員 技術職員	係員 技術職員
人員(割合)		50人 ( 12.7%)	186人 ( 47.3%)	59人 ( 15.0%)	62人 ( 15.8%)
年齢(最高～最低)		59～46歳	59～34歳	45～28歳	33～22歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円 5,331～4,313	千円 4,968～2,824	千円 3,641～2,407	千円 2,840～2,062
年間給与額(最高～最低)		千円 7,207～5,969	千円 6,748～3,829	千円 4,854～3,249	千円 3,753～2,653

注：8級及び7級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

教育職員(大学教員)

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	准教授	講師 准教授	助教 助手	教務職員
人員 (割合)	837 人	323 人 ( 38.6% )	254 人 ( 30.3% )	65 人 ( 7.8% )	195 人 ( 23.3% )	該当者なし ( )
年齢(最高 ~最低)		64~41 歳	64~33 歳	63~33 歳	64~29 歳	?
所定内給 与年額(最高 ~最低)		9,785~5,762 千円	6,818~4,575 千円	6,502~4,200 千円	5,553~3,394 千円	?
年間給与 額(最高 ~最低)		14,189~8,018 千円	9,286~6,294 千円	8,831~5,564 千円	7,247~4,431 千円	?

医療職員(病院看護師)

区分	計	7級	6級	5級	4級	3級
標準的な職位		看護部長	看護部長	副看護部長	看護師長 副看護部長	副看護部長 看護師長
人員 (割合)	359 人	1 人 ( 0.3% )	該当者なし ( )	2 人 ( 0.6% )	28 人 ( 7.8% )	74 人 ( 20.6% )
年齢(最高 ~最低)		?	?	?	59~39 歳	58~30 歳
所定内給 与年額(最高 ~最低)		?	?	?	5,333~3,972 千円	4,998~2,952 千円
年間給与 額(最高 ~最低)		?	?	?	7,347~5,564 千円	6,854~4,090 千円

区分	計	2級	1級
標準的な職位		看護師 助産師	准看護師
人員 (割合)		254 人 ( 70.8% )	該当者なし ( )
年齢(最高 ~最低)		58~24 歳	?
所定内給 与年額(最高 ~最低)		4,746~2,374 千円	?
年間給与 額(最高 ~最低)		6,461~3,176 千円	?

注：7級及び5級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

### 事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.1	% 65.2	% 63.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.9	% 34.8	% 36.3
	最高～最低	% 47.3～32.9	% 45.2～29.8	% 45.6～32.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.8	% 68	% 66.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.2	% 32	% 33.9
	最高～最低	% 42.3～31.8	% 37.9～28.1	% 40.0～29.9

### 教育職員(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 60.7	% 64.3	% 62.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 39.3	% 35.7	% 37.4
	最高～最低	% 46.1～33.7	% 48.4～29.8	% 45.9～31.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.6	% 67.8	% 65.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.4	% 32.2	% 34.2
	最高～最低	% 45.9～29.4	% 45.4～28.7	% 44.2～30.2

### 医療職員(病院看護師)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 56.6	% 60.8	% 58.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 43.4	% 39.2	% 41.2
	最高～最低	% 46.1～42.3	% 42.4～37.9	% 44.2～40.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 62.2	% 66.2	% 64.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.8	% 33.8	% 35.6
	最高～最低	% 42.3～32.5	% 37.9～28.6	% 40.0～30.4

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

对国家公務員(行政職(一))

83.1

对国家公務員(医療職(三))

94.3

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

95.7

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

94.4

対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師))

97.4

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	83.1
	参考	地域勘案 90.0 学歴勘案 81.9 地域・学歴勘案 89.3
国に比べて給与水準が 高くなっている定量的な理由		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 38.1% (国からの財政支出額 18,994百万円、支出予算の総額 49,872百万円:平成21年度予算)	
	【検証結果】 本学の給与水準は、「職員の給与水準について、社会一般の情勢に適合しなければならない」旨定めた、独立行政法人通則法及び閣議決定の趣旨に則り、基本的に国家公務員の給与水準を参考としていることから、本学の給与水準は適切であると考えます。	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成20年度決算)	
	【検証結果】 引き続き国家公務員の給与水準を参考としていく。	

医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	94.3
	参考	地域勘案 96.6 学歴勘案 93.7 地域・学歴勘案 94.9
国に比べて給与水準が 高くなっている定量的な理由		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 38.1% (国からの財政支出額 18,994百万円、支出予算の総額 49,872百万円:平成21年度予算)	
	【検証結果】 本学の給与水準は、「職員の給与水準について、社会一般の情勢に適合しなければならない」旨定めた、独立行政法人通則法及び閣議決定の趣旨に則り、基本的に国家公務員の給与水準を参考としていることから、本学の給与水準は適切であると考えます。	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成20年度決算)	
	【検証結果】 引き続き国家公務員の給与水準を参考としていく。	

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 91.3

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成21年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

## 総人件費について

区 分	当年度 (平成21年度)	前年度 (平成20年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 14,777,403	千円 14,832,763	千円 (%) 55,360 ( 0.4)	千円 (%) 530,574 ( 3.5)
退職手当支給額 (B)	千円 1,216,498	千円 1,583,919	千円 (%) 367,421 ( 23.2)	千円 (%) 457,360 ( 27.3)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 5,184,817	千円 4,601,143	千円 (%) 583,674 (12.7)	千円 (%) 2,507,793 (93.7)
福利厚生費 (D)	千円 2,271,738	千円 2,270,606	千円 (%) 1,132 (0.05)	千円 (%) 104,325 (4.8)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 23,450,457	千円 23,288,431	千円 (%) 162,026 (0.7)	千円 (%) 1,624,185 (7.4)

注：「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注：「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

### 総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給額」については、平成18年度に国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与制度の見直しを行ったことも影響して、平成21年度においては、対前年度比 0.4%( 55,360千円)の削減となった。

「最広義人件費」については、対前年度比0.7%(162,026千円)の増加となった。

その内訳として、

「退職手当支給額」については、定年退職を含む退職者が前年度に比べると 18.6%( 24名)減であったことから、対前年度比 23.2%( 367,421千円)の削減となった。

「非常勤役職員等給与」については、運営費交付金によらない看護師、医療技術職員、外部資金等による有期雇用職員の雇用増加及び賞与引当金の繰入により対前年度比12.7%(583,674千円)の増加となった。

「福利厚生費」については、給与、報酬等支給総額は削減されたものの、非常勤役職員等給与の増加に伴い、対前年度比0.05%(1,132千円)の増加となった。

これまでの総人件費改革の取組としては、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成17年度の常勤役員報酬(基本給、諸手当)及び常勤職員給与(基本給、諸手当、超過勤務手当)に係る人件費予算相当額(15,893,367千円)について、平成21年度までに概ね4%の削減を図ることとし、平成21年度実績において、7%と当初の削減目標を上回って達成した。

さらに、今後の取組として「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度から平成23年度までの5年間にわたり、平成17年度における額から5%以上の人件費削減を行うこととしている。

上記方針の取組状況について、平成18年度においては、給与報酬支給総額は、15,046,519千円であったことから、基準年度から平成18年度までの人件費の削減率(対人件費予算相当額)は、5.3%となった。

平成19年度においては、給与報酬支給総額は、14,964,245千円であったことから、基準年度から平成19年度までの人件費の削減率(対人件費予算相当額)は、5.8%となった。

平成20年度においては、給与報酬支給総額は、14,832,763千円であったことから、基準年度から平成20年度までの人件費の削減率(対人件費予算相当額)は、6.7%となった。

平成21年度においては、給与報酬支給総額は、14,777,403千円であったことから、基準年度から平成21年度までの人件費の削減率(対人件費予算相当額)は、7.0%となった。

### 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	15,893,367	15,046,519	14,964,245	14,832,763	14,777,403
人件費削減率 (%)		5.3	5.8	6.7	7.0
人件費削減率(補正值) (%)		5.3	6.5	7.4	5.3

注：「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ 0%、0.7%、0%、2.4%である。

注：基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

法人が必要と認める事項  
特になし。